

火災保険支払われる保険金は主に以下の項目となります。

補償項目	保険金が支払われる場合	保険金が支払われない場合
火災	火災による損害	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者・被保険者・保険金を受け取るべき者の故意・重過失・法令違反 ・戦争、内乱、暴動など ・地震、噴火、津波 ・核燃料物質による事故 ・保険料領収前に生じた事故による損害 ・契約者・被保険者の義務違反による場合（告知義務、通知義務、損害発生時の諸手続きの義務に違反した場合） ・保険の対象に含まれていないものの損害 ・差し押さえ、収用等公権力の行使による損害 ・自然消耗、劣化、さび・カビ・変質・虫食いなどによる損害 ・保険の対象自体に内在する瑕疵による損害 ・被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ・加工・修理等の作業（建築・増改築作業等含む）中における作業場の過失・技術の拙劣による損害 ・偶然な外来の事故に直接起因しない建物付帯機会の電氣的・機械的的事故 ・詐欺または横領 ・土地の沈下・隆起・異動・振動等に起因する損害 ・風、雨等の吹込み、漏入による損害
落雷	落雷による衝撃損害、電気機器などへの波及損害（落雷による火災損害は上記「火災」に含まれる）	
破裂・爆発	破裂・爆発そのものの損害、被爆被害（破裂・爆発による火災損害は上記「火災」に含まれる）	
風災・雹債・雪災	台風、旋風、暴風雨等の風災被害、雹損害、豪雪、雪崩等の雪災損害	
水濡れ	給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水による水濡れ損害	
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、建物の再調達価格の30%以上の損害が生じたとき、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被ったことによる損害	
物体の落下・飛来・衝突・倒壊	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊による損害（雨・雪・雹・砂塵・粉塵等による損害を除く）	
騒擾・労働争議	数世帯以上の平穏が害されるようなデモや学生運動などの集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害	
盗難	盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂）によって建物について生じた窃取、毀損・汚損	
破損・汚損等の損害	上記以外の不測かつ突発的な事故により建物・家財に生じた損害	

火災保険では上記保険金以外にも、残置物の撤去や損害の発生・拡大防止のためにかかった費用を補償する「費用保険金」や様々な特約を保険会社で用意しております。